

産業建設常任委員会会議記録  
(条例等審査)

1. 日 時	令和2年2月14日 9時30分開会 令和2年2月14日 16時20分閉会
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	大上和則委員長、吉田知代副委員長、渡辺拓道委員、足立義則委員、國里修久委員、園田依子委員
9. 会議に付した事件	議案第8号 丹波篠山市道路管理条例及び丹波篠山市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例 議案第9号 丹波篠山市営改良住宅条例等の一部を改正する条例 議案第13号財産の無償譲渡について

10. 議事の経過	
開会	9:30
大上委員長	開会宣告
大上委員長	あいさつ
■日程第3	議案第13号 財産の無償譲渡について
【主な説明】	
農都創造部	別紙により説明
【主な質疑】	
國里委員	有形固定資産の中で、米の乾燥機、脱穀機、脱粒機というのがあげられていますが、どのような使い方で今までされてきたのか教えていただけますか。
農都創造部	質問いただきました乾燥機、脱穀機、脱粒機につきましては、農業共済の被害があったときに、現地で刈り取り調査などを行う際に使用しております。それを用いまして収量などを出す数字の一つとして使わせていただいております。
國里委員	米の乾燥機も被害宅へ持って行き使用するのですか。
農都創造部	最終的に収量を出すために使用しているもので、農家へ持ち込むものではありません。
渡辺委員	基本的に、今までの事務、人の配置も変化しないというような認識で、物品関係も異動しないというふうに認識をしておいたのですが、今の状態から他の場所へ移転して使用するようなものはあるんですか。ない

という理解で思ってるんですけど、それでよろしいですか。

農都創造部　こちらに記載させていただいてるものにつきましては、原則として県一本で他市町の方も含めて、どこの事務所に配置するかというのを決めるのですが、丹波篠山市におきましては、自動車についてはそのままなのですが、ノートパソコン2台の内1台につきましてはよその事務所で使うと聞かせていただいております。その他については、まだよその事務所に行くという話は聞いておりません。

## ■日程第2　議案第9号　丹波篠山市営改良住宅条例等の一部を改正する条例

### 【主な説明】

まちづくり部　別紙により説明

### 【主な質疑】

渡辺委員　地方自治体の場合は違うのかもしれないので、十分知識がないのですが、保証人免除みたいな形をする場合に、保証協会とかの活用をするというような例も民間で結構あるかというふうに思うのですが、実際そういう取り組みに対し何か制限があるのですか。あるいは可能であるのならば、そういったことを検討されているのかどうかということについて、質問させていただきたいと思います。

まちづくり部　民間の保証機関による保証ということですが、確かに今回の改正に際して、保証の確保ということの中で、改正の参考にということで調査した結果、県内で民間法人等を利用し保証を行おうとする自治体は、今回はありませんでした。理由としては、公営住宅に入られる方が、低所得者層であるということと、その保証を民間に委託することが難しいというような各自治体の側面もあって、対応は現状していないというようなことになっております。

渡辺委員　そしたら、実際活用することができるけども今回、見送ったというようなことでいいのですかね。

まちづくり部　そういった例がないということと、近隣市町の動向を踏まえて今回は見送ったという形でしております。

まちづくり部　条例の中で規定することによって、そういった機関の保証を受けるということは可能です。それで実際やってる県や、市もあることはあるのですが、ただそうなるとその保証を受けるということで、その方の負担が大きくなってしまいます。その分だけ費用が発生しますので、余計な費用がかかってしまうということもありまして、丹波篠山市では採用を見送っておるといったような形でございます。

渡辺委員	参考ですけども、ちなみに今、保証協会を活用するのであれば、活用するいわゆる金額は、家賃の何%みたいな多分計算やったと思うのですけども、実際負担になるぐらいの金額なんですかね。
まちづくり部	実際の金額までは調べてないのですが、他市でも色々な導入について検討されておるような内容があって、中身を見るとそのようなことが言われておりましたので、市の中でも同じような考え方に至ったということで、実際の金額についてはつかんでおりません。
渡辺委員	多分月にならしたら数百円位でいけるのではないかなというような思いもあるのですけども、とりあえずスタートはそれでしてもらいたいんですけども、運用状況見て今後また柔軟に検討してもらえたらと思います。(後ほど回答有：家賃保証会社の保証プランは様々で、契約時に支払うこととなっている。保証料の相場は家賃の30%から100%と幅広く、更新料が必要な場合もある。)
足立委員	施行日以降は連帯保証人を取らないということは理解ができていますけども、今現在、連帯保証人をとられて入居されている方の債務に対する連帯保証は、これからも効力があるのか、もうそこで切れてしまうのかどちらですか。
まちづくり部	今回の民法改正の4月1日という施行に際しまして、従前の契約に対しましては、現状の規定と保証人の内容を運用するという事になっておりますので、切れるということではありません。
足立委員	過去において、その連帯保証人に債務の保証をいただいたというようなことについては沢山あるのかそれとも今後連帯保証人をもらわなくても、それほど今までに事例がないのかということとどんな感じなのか。状況としては、家賃の滞納等は、そこまでは今、収納できてないかもわかりませんが、その他、いろんな問題があると思うのですけど。
まちづくり部	連帯保証人への請求ということなんですけども、過去5、6年ぐらいのデータ内容になるんですが、年2回請求を行っております。これまでの累計では、40数件の請求を過去5年程度でしております。内、保証人に請求することによって、入居者自らが納めたという全額納付というの、7件程度あるんですけども、保証人に直接請求したことで、保証人が納付をしたというようなことについては、あまりない状況です。
足立委員	しかしながら連帯保証人になると、やっぱり人の関係も重要ですけどもやっぱりちゃんとこうしとかなないといけない、迷惑をかけてもいけないという認識が人間できるものだと思うんですけども、それがなくなることによって滞納が増えなければ嬉しいですけども、関係性がなくなる

ことよって、滞納等もふえる可能性もあるんじゃないかなんていうちょっと悪い予感もするんですけども、そういうところに対して何か入居に対して誓約書とか何かで自覚を促そうとするというようなことは何かされようとするのか、今までどおりでやろうとされてるのか。滞納の防止策みたいなものあれば教えて欲しい。

まちづくり部 保証人に請求することが、入居者に納付を促すというような効果は確かにあると思います。しかしながら、公営住宅そのものが低所得者層向けの最後の住宅セーフティーネットということで、住居を確保するというところの観点に立った時に、保証人がないから入居ができないということがないようにしないといけない。そうするとやっぱり滞納に対する懸念があるんですけども、今後そこを踏まえて、普段から取り組んでいるような催告督促、そして現在の入居者の方には段階的な連帯保証人請求ということを着実に実施しながら、取り組んでいきたいということと、適正な債権管理ということは、一層課題になってくると思うので、滞納を増やさない、そして債権管理をきっちり行うことによって、滞納を抑制していくというところに立って進めていきたいと思っております。また、福祉部局との連携によって、住宅に困窮されてる方、お困りの方については、サポートする体制もありますので、その枠組みを活用して未然に防止に取り組んでいくということで対応したいと考えております。

**■ 日程第 1 議案第 8 号 丹波篠山市道路管理条例及丹波篠山市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例**

**【主な説明】**

まちづくり部 別紙により説明

**【主な質疑】**

渡辺委員 占用料の単価設定の根拠だけ追加で説明願いたいと思います。

まちづくり部 兵庫県並びに近隣市町を参考し、兵庫県の甲乙丙の乙地に丹波篠山市がなります。その乙地の要件の金額とあわせて計上しております。

足立委員 電柱で今もらってる占有料と今度の変更でもらう占有料は、少なくなる、多くなるどちらですかね。

まちづくり部 来年度の当初予算にも今回の占用料の見直しについて金額を計上しております。金額につきましては、電柱地中化の部分で増える状況になります。占用料、道路占用で約 14 万円の増額、法定外の使用料については部分的なものになりますので、その分で 1000 円ほどの増額とい

う形で、当初予算にはその部分を反映させていただいております。

■表決

議案第8号 丹波篠山市道路管理条例及び丹波篠山市法定外公共物の管理に関する  
条例の一部を改正する条例

議案第9号 丹波篠山市営改良住宅条例等の一部を改正する条例

議案第13号財産の無償譲渡について

—討論なし・全員賛成で可決—

大上委員長 委員会の審査報告については、委員長に一任願いたい。

—異議なし—

■議員協議

大上委員長

それでは、本日の審査での質疑や議員協議の内容、並びに審査結果をもって、第120回弥生会議最終日に委員会の最終報告を行いたい。最後にその報告にあたって、報告すべき事項等、意見はないか。

意見無

大上委員長

委員会の審査報告については、委員長に一任いただきたいが、異議はないか。

異議なし

■その他

吉田副委員長 あいさつ

閉会 16:20